

海津市老朽空家等除却補助事業

老朽化して活用の見込みのない空き家の解体を促進し、市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、空き家の解体費用の一部の補助を実施します。

【対象となる空き家】 次のすべてに該当する空き家

- ① 昭和56年5月31日までに建築着工したもの
- ② 床面積の2分の1以上が居住用に供されていたもので、5年以上空き家となっているもの
- ③ 個人又は法人が所有するもの
- ④ 所有権以外の権利が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの
- ⑤ 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないもの
- ⑥ 建築物等耐震化促進事業補助金を過去に受けたことがないもの
- ⑦ 交付決定前に着手した工事は補助対象外となります。



【対象となる者】 次のいずれかに該当する者

- ① 空き家の所有者または相続人（空家が共有の場合は、共有者全員の同意が必要）
- ② 当該空き家が存する土地の所有者または相続人（空家所有者の同意が必要）

【補助金額】

- ・ 対象空き家及び付属物を除却するために要する額の1/2
(1,000円未満の端数切り捨て) ※上限50万円
- ・ 隣接する区画の老朽空家等を除却する場合、1区画につき20万円を上乗せ補助します。
(例：2区画の場合 50万円×2 上乗せ分20万円×2 計140万円の補助)

【受付開始】 令和7年4月16日(水)から(令和8年2月末日までに完了できるもの)

【受付戸数】 先着順 16戸

【申込方法】

空き家を解体する前（工事前）に補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、建設都市計画課の窓口もしくは郵送で提出してください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。

【問い合わせ・申込み先】

海津市役所 都市建設部 建設都市計画課

〒503-0695 海津市海津町高須515番地 電話0584-53-1425（直通）

手続きの流れ

	申 請 者	海津市 建設都市計画課
手順1	事前相談 見積書の用意	
手順2	 補助金交付申請書の作成	
		現地確認・書類審査・交付決定
手順3	解体工事の実施	
手順4	 実績報告書の提出	
		完了確認・交付額の確定
手順5	交付請求書の提出	
		補助金の交付